

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰等に直面する県内中小企業者等が、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図るために行う、より高効率な環境対応設備への更新や新設に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるものの他、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号で規定する会社及び個人、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項で規定する中小企業団体のうち、第6号以外の者のほか、次の各号の組合とする。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）で規定する水産加工業組合及び水産加工業組合連合会
- (2) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）で規定する酒類業組合、酒販組合、酒造組合連合会及び酒販組合連合会
- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第146号）で規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- (4) 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）で規定する内航海運組合及び内航海運連合会
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）で規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (6) 職業能力開発促進法第13条で定める認定職業訓練を実施する事業主等（職業能力開発促進法第13条で規定する事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行っている者）

2 前項の中小企業者等は、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

（助成対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

(1) 県内に事業所又は住所を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 中小企業者等又はその役員が、長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、若しくは暴力団と密接な関係を有している者

イ 中小企業者等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者

(3) 国税及び県税に未納が無いこと。

(4) 令和 7 年度補正予算により県が交付する「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」のいずれにも申請しておらず、今後も申請する予定がないこと。

(助成対象事業)

第 4 条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、対象設備の更新・新設を行おうとする建物を県内に有する中小企業者等が、より高効率な環境対応設備への更新や新設を行うことにより、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図ろうとする次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、申請にあたってコースを選択するものとする。

(1) 基本コース

令和 4 年度から令和 6 年度のエネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない中小企業者等の事業であること

(2) 促進コース 次のいずれの要件も満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書(第 5 次計画期間)を県に提出している又は提出すること(温室効果ガス排出量の目標削減率を 9%以上(年平均 3%以上)とすること)

イ 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

2 助成対象事業は、県内において実施することとし、助成事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備等(以下「取得財産等」という。)を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにすること。

3 対象設備の更新・新設を行おうとする建物における事業内容の全部が、農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業でないこと。

4 国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受けた事業については、助成金の交付対象としないものとする。

(助成対象経費、助成率、下限額及び上限額)

第 5 条 前条で規定する助成対象事業において、更新や新設の助成対象となる環境対応設備、助成対象経費、助成率、下限額及び上限額は、別表のとおりとする。

2 助成対象経費には、対象設備の更新・新設に要する工事費及び更新の場合は処分費を含めることができ、令和 8 年 3 月 16 日から令和 9 年 1 月 8 日までに更新・新設の発注・納品・検

収・支払が完了した経費とする。

- 3 対象設備の更新・新設に要する経費のうち、リース料、保証料等の設備取得に付随する経費及び中古設備の取得等に関する経費は、交付の対象外とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に助成率を乗じ、千円未満の端数を切り捨てて得た額又は上限額のいずれか少ない額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする中小企業者等は、次項の助成金交付申請書に第3項各号の関係書類を添付して知事に提出することにより、交付申請を行うものとする。

- 2 規則第3条に規定する申請書は、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請書（様式第1号）とする。

- 3 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) エネルギーコスト削減助成金事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 予算収支内訳書（様式第1号の3）
- (3) 助成要件確認書兼誓約書（様式第1号の4）
- (4) 助成対象経費にかかる見積書の写し
- (5) 導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し（原則、申請時点においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準を満たす製品であること）
- (6) 更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類（カタログ等）の写し（省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照）に登録されている設備に更新する場合は不要）
- (7) 法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し（いずれも交付申請の3か月以内に発行されたもの）
- (8) 国及び県の納税証明書の写し（交付申請の3か月以内に発行されたもの）
- (9) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

- 4 第1項の助成金交付申請書を提出しようとする者は、助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

- 5 助成金の交付を申請しようとする中小企業者等は、効果的な事業実施のため、次条の交付決定前に助成事業を開始する場合には、あらかじめ知事へ長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事前着手届出書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、届出により、助成金の交付が確約されるものではない。

(助成金の交付決定)

第8条 知事は、前条第1項の交付申請を受けたときは、受付順にその内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、助成金の交付決定を受けた

者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、規則第5条の規定により、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（助成事業の変更等）

第10条 助成事業者は、エネルギーコスト削減助成金事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における助成対象経費の総額や配分の変更をしようとするときは、あらかじめ長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事業計画変更承認申請書（様式第4号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容が次の各号の全てに該当する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 変更内容が軽微であり、設備の種類に変更がないとき
- (2) 助成対象経費総額に変更がない、若しくは増額又は20%未満の減額であるとき
- (3) 助成対象経費を新たに追加するものでないとき
- (4) 助成対象経費の配分の変更後、いずれの経費も20%未満の変更であるとき

2 知事は、前項の規定による変更の申請を受け、これを承認したときは、変更交付決定を行い、助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業を完了したときは、助成事業を完了した日又は交付決定があった年度の1月8日のいずれか早い日までに、知事に長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）実績報告書（様式第6号）により、規則第12条第1項に規定する報告を行うものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) エネルギーコスト削減助成金実績内容説明書（様式第6号の2）
- (2) 実績収支内訳書（様式第6号の3）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第6号の4）
- (4) 助成対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し
- (5) 更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
- (6) 県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）の写し
- (7) 長野県SDGs推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県SDGs推薦企業登録申請書（実施要領様式第1号）の写し
- (8) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第 12 条 知事は、第 11 条の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、報告の内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第 13 条 助成事業者は、助成金額の確定後、助成金の支払いを受けようとするときは、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、助成事業者から適正な請求書を受領したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、助成事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている助成金があるときは、規則第 16 条の規定により、助成事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 助成事業者は、前項の規定により、助成金の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第 15 条 助成事業者は、第 4 条第 2 項に規定する取得財産等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 助成事業者は、助成事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第 10 条第 1 項に規定する長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第 6 号の 4）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 19 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械装置、その他の財産とする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定による期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた助成事業者が当該処分により収入があったと認めるときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(報告等)

第 17 条 促進コースの助成事業者は、助成事業終了後の令和 9 年度から令和 11 年度までの毎年 7 月末日までに、事業活動温暖化対策計画書制度の定めに従い、当該制度のヘルプデスク

へ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出すること。

2 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、助成事業者に対し、報告又は書類の提出を求めるか、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 18 条 助成事業者は、助成金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 助成事業者は、第 14 条の助成金の支払いを受けたときは、助成金額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。

(別表)

コース	助成対象となる環境対応設備（設備区分）	助成率	下限額	上限額
基本 コース	<ul style="list-style-type: none"> ・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）の新設 	1/2 以内 発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内	50 万円	500 万円
促進 コース	<ul style="list-style-type: none"> ・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、エントランスドアに限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、EV 用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）の新設 	3/4 以内 発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内	—	1,500 万円

※助成対象となる環境対応設備（設備区分）に含まれる詳細な設備種別は、対象設備一覧表で別に定める。

(様式第1号) 第7条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり、エネルギーコスト削減助成金の交付を申請します。

記

1 申請するコース及び交付申請額

〇〇コース _____ 円

※予算収支内訳書(様式第1号の3)の助成対象経費(税抜)に助成率を乗じて得た額(千円未満切捨)又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。

2 申請する事業概要

(1) 取組概要 ※30字までで記載。事業者名、所在地、主たる業種とともにHPで公表します。

(記載例) 〇〇の更新/新設によりコスト削減・収益改善を図る

(2) 対象設備を更新・新設する所在地(市町村名まで)及び事業者・事業所名

(記載例) 長野県〇〇市 (株)〇〇 〇〇事業所

3 申請者の概要 ※日本標準産業分類の大分類で記載

主たる業種*		従業員数(人)		営業利益(円)	
資本金額(円)		売上高(円)		経常利益(円)	

4 添付書類

(1) エネルギーコスト削減助成金事業計画書(様式第1号の2)

(2) 予算収支内訳書(様式第1号の3)

(3) 助成要件確認書兼誓約書(様式第1号の4)

(4) 助成対象経費にかかる見積書の写し

(5) 導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し

(6) 更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し(省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧(一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照)に登録されている設備に更新する場合は不要)

(7) 法人:履歴事項全部証明書の写し/個人:住民票の写し※発行後3か月以内、個人番号なし

(8) 国及び県の納税証明書の写し(交付申請の3か月以内に発行されたもの)

(9) その他知事が必要と認める書類

(担当者連絡先)

所属・役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

(様式第1号の2) 第7条関係

エネルギーコスト削減助成金事業計画書

更新前後の設備又は新設する設備の内容(全○枚中の○枚目)※1

※1 記載欄が不足する場合は様式を追加し記載してください。

	更新前の設備※2	更新後の設備	
更新の場合	設備区分 設備種別	—	(記載例) 空調・換気設備 業務用エアコン
	設備名	—	省エネの達人プレミアム
	メーカー名 型番・型式等	—	〇〇社 RPC-GP112RGH6
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input checked="" type="checkbox"/> 登録有 <input type="checkbox"/> 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3		—
	設備の性能・消費 効率等の値※3	—	—
	基準達成率(%)※3		—
	数量	—	2台
	設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
	設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
	メーカー名 型番・型式等	不明 不明	〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input type="checkbox"/> 登録有 <input checked="" type="checkbox"/> 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3		無し
	設備の性能・消費 効率等の値※3	熱貫流率 6.51kcal/m ² h°C	熱貫流率 2.33kcal/m ² h°C
基準達成率(%)※3		—	
数量	20枚	20枚	

※2 更新後の設備がトップランナー基準を満たす(省エネ基準達成率100%以上の)場合、更新前設備(表の左側)の記載は不要

※3 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧(一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照)に登録されている設備の場合は記載不要

新設の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 発電設備 太陽光パネル及び付属設備	(記載例) 建物付属設備 カーポート
	設備名	SUNTECH STP545S	ネスカ F2 台用
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3	〇〇社 54-50 型
	太陽電池出力/ パワコン出力※4	(太陽電池) 78.48kW (パワコン) 40kW	—
	出力※4	40kW ※上記のうち低い方を記載	—
	売電の有無/割合 売電先等※4	売電有 20% 中部電力パワーグリッド	—

※4 発電設備以外は記載不要

(様式第1号の3) 第7条関係

予算収支内訳書

1 収入の部

収入区分	収入内容	金額 (円)
助成金	エネルギーコスト削減助成金	9,375,000
自己資金		4,375,000
借入金		
その他		
合計		13,750,000

※収入の部の金額の合計と支出の部の助成事業に要する経費の合計が一致するようにしてください。

2 支出の部

経費区分	支出内容	助成事業に要する経費(税込)(円)	助成対象経費(税抜)(円)
設備費	業務用エアコン×2	1,650,000	1,500,000
	断熱ガラス及びサッシ×20	1,100,000	1,000,000
	太陽光パネル及び付属設備一式	6,600,000	6,000,000
	設備費小計	9,350,000	8,500,000
工事費	断熱ガラス及びサッシ取付工事 太陽光パネル設置工事	4,400,000	4,000,000
処分費			
その他			
合計		13,750,000	12,500,000

※消費税は助成対象となりませんので、助成対象経費は税抜にしてください。

※必要に応じて行を追加・削除してください。

(様式第1号の4) 第7条関係

助成要件確認書兼誓約書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

長野県エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)の交付を申請するにあたり、次の全ての助成要件を満たしていることを誓約します。

1 助成事業者の要件 ※要件を満たしている場合は、□にチェックを入れてください。

項目	助成要件	確認
中小企業者等であること	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号で規定する会社及び個人のほか、旅館業の営業許可を有する宗教法人(宿坊等)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項で規定する中小企業団体のうち、第4号及び第6号を除く者のほか、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)で規定する水産加工業組合及び水産加工業組合連合会、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)で規定する酒類業組合、酒販組合、酒造組合連合会及び酒販組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第146号)で規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会、内航海運組合法(昭和32年法律第162号)で規定する内航海運組合及び内航海運連合会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)で規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、職業能力開発促進法第13条で定める認定職業訓練を実施する事業主等(職業能力開発促進法第13条で規定する事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行っている者のいずれかである	<input type="checkbox"/> 該当
みなし大企業でないこと	次のいずれでもないこと ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業者が所有している者 オ アからエに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者	<input type="checkbox"/> 該当
県内事業者であること	県内に事業所又は住所を有する	<input type="checkbox"/> 該当

除外業種等でないこと	<p>次のいずれでもないこと</p> <p>ア 主たる事業が農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業（旅館業の営業許可を有しておらず、宿坊等を営んでいない）である者</p> <p>イ 中小企業者等及びその役員が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者</p> <p>ウ 中小企業者等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者</p>	□該当
------------	---	-----

2 助成対象事業の要件 ※誓約できる場合は、□にチェックを入れてください。

項目	要件	誓約
コース別の助成要件	<p>（基本コースの場合）</p> <p>これまでにエネルギーコスト削減助成金の交付を受けていない</p> <hr/> <p>（促進コースの場合）</p> <p>次のいずれの要件も満たすこと</p> <p>ア 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）</p> <p>イ 長野県SDGs推進企業の登録を行っている又は行うこと</p> <p>※いずれも実績報告までに提出・登録し、その写しを提出すること</p>	□誓約する
県内事業者であること	助成対象事業は、県内において実施することとし、助成事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備等（以下「取得財産等」という。）を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにする	□誓約する
重複して支援を受けていないこと	申請する事業は、国、県及びその他の補助金等の同一内容の支援を受けていない	□誓約する

(様式第2号) 第7条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事前着手届出書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

令和 年 月 日付けで交付申請したエネルギーコスト削減助成金に係る助成事業を、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件について、交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手する助成事業のコース及び取組概要

- (1) ○○コース
- (2) 取組概要 ※交付申請書（様式第1号）2（1）を転載

2 事前着手する理由

3 着手及び完了予定年月日

- (1) 着手予定日
- (2) 完了予定日

(様式第3号) 第9条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付申請取下届出書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で交付決定のあったエネルギーコスト削減助成金に係る交付申請を、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる助成事業のコース及び取組概要

- (1) ○○コース
- (2) 取組概要 ※交付申請書（様式第1号）2（1）を転載

2 取下げ理由

(様式第4号) 第10条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）事業計画変更承認申請書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所 在 地

名 称

役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で交付決定のあったエネルギーコスト削減助成金に係る交付申請を、下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 助成金変更交付申請額

_____円

2 交付決定を受けたコース及び助成金既交付決定額

○○コース _____円

3 変更の内容及び理由

4 添付書類

(1) 変更前後のエネルギーコスト削減助成金事業計画書

(2) 変更前後の予算収支内訳書

(3) その他知事が必要と認める書類※予算収支内訳書の積算根拠資料（見積書やカタログ等）

(様式第5号) 第10条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)事業中止(廃止)承認申請書

令和 年(年) 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で交付決定のあったエネルギーコスト削減助成金に係る事業を、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認してください。

記

- 1 中止(廃止)する助成事業のコース及び取組概要
 - (1) ○○コース
 - (2) 取組概要 ※交付申請書(様式第1号)2(1)を転載
- 2 中止(廃止)する理由(中止する場合、中止する期間)
- 3 事業の進捗状況

(様式第6号) 第11条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）実績報告書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 経創第 号で交付決定のあったエネルギーコスト削減助成金に係る事業について、下記のとおり報告します。

記

1 助成金のコース及び助成金実績額

〇〇コース _____ 円

※実績収支内訳書（様式第6号の3）の助成対象経費（税抜）に助成率を乗じて得た額（千円未満切捨）又は助成上限額のいずれか少ない方を記載してください。

2 助成要件の達成状況 ※促進コースのみ記載

(1) 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）の提出 ※計画書の総括表①③シートから転載

提出日	基準年度（R7）の 排出量実績（t-CO ₂ ）	最終年度（R10）の 排出量目標（t-CO ₂ ）	目標削減率 （%）

(2) 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録 ※登録証がない場合、登録日は未記入で可

申請日	登録日

3 添付書類

- エネルギーコスト削減助成金実績内容説明書（様式第6号の2）
- 実績収支内訳書（様式第6号の3）
- 取得財産等管理台帳（様式第6条の4）
- 助成対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し
- 更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
- 県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）の写し
- 長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書（実施要領様式第1号）の写し
- その他知事が必要と認める書類

(様式第6号の2) 第11条関係

エネルギーコスト削減助成金実績内容説明書

更新前後の設備又は新設する設備の内容(全○枚中の○枚目)※1

※1 記載欄が不足する場合は様式を追加し記載してください。

	更新前の設備※2	更新後の設備	
更新の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 空調・換気設備 業務用エアコン	
	設備名	省エネの達人プレミアム	
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 RPC-GP112RGH6	
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧	<input checked="" type="checkbox"/> 登録有 <input type="checkbox"/> 登録無	
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3	—	
	設備の性能・消費 効率等の値※3	—	
	基準達成率(%)※3	—	
	数量	2台	
	設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
	設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
	メーカー名 型番・型式等	不明 不明	〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		<input type="checkbox"/> 登録有 <input checked="" type="checkbox"/> 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3		無し
	設備の性能・消費 効率等の値※3	熱貫流率 6.51kcal/m ² h°C	熱貫流率 2.33kcal/m ² h°C
基準達成率(%)※3		—	
数量	20枚	20枚	

※2 更新後の設備がトップランナー基準を満たす(省エネ基準達成率100%以上の)場合、更新前設備(表の左側)の記載は不要

※3 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧(一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照)に登録されている設備の場合は記載不要

新設の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 発電設備 太陽光パネル及び付属設備	(記載例) 建物付属設備 カーポート
	設備名	SUNTECH STP545S	ネスカ F2 台用
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3	〇〇社 54-50 型
	太陽電池出力/ パワコン出力※4	(太陽電池) 78.48kW (パワコン) 40kW	—
	出力※4	40kW ※上記のうち低い方を記載	—
	売電の有無/割合 売電先等※4	売電有 20% 中部電力パワーグリッド	—

※4 発電設備以外は記載不要

(様式第6号の3) 第11条関係

実績収支内訳書

1 収入の部

収入区分	収入内容	金額 (円)
助成金	エネルギーコスト削減助成金	9,375,000
自己資金		4,375,000
借入金		
その他		
合計		13,750,000

※収入の部の金額の合計と支出の部の補助事業に要する経費の合計が一致するようにしてください。

2 支出の部

経費区分	支出内容	助成事業に要する経費(税込)(円)	助成対象経費(税抜)(円)
設備費	業務用エアコン×2	1,650,000	1,500,000
	断熱ガラス及びサッシ×20	1,100,000	1,000,000
	太陽光パネル及び付属設備一式	6,600,000	6,000,000
	設備費小計	9,350,000	8,500,000
工事費	断熱ガラス及びサッシ取付工事 太陽光パネル設置工事	4,400,000	4,000,000
処分費			
その他			
合計		13,750,000	12,500,000

※消費税は助成対象となりませんので、助成対象経費は税抜にしてください。

※必要に応じて行を追加・削除してください。

(様式第6号の4) 第11条、第15条関係

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	助成率	備考

- ※1 対象となる取得財産等は、交付要綱第16条第1項に定める財産とする。
- 2 財産名の区分は 機械装置、その他とする。
- 3 数量は同一規格等であれば一括して記載してもよいこととする。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は、交付要綱第16条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第7号) 第13条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）請求書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県達 経創第 号で額の確定のあったエネルギーコスト削減助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

_____ 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

3 添付書類

金融機関名、口座番号、口座名義人等が確認できる書類（通帳の写し等）

(様式第8号) 第16条関係

長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）財産処分承認申請書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
役職・代表者名

エネルギーコスト削減助成金により取得した財産を処分したいので、長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 助成金額の確定日及び文書番号
令和 年 月 日付け長野県達 経創第 号
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 納付金額